

C 各部細則

第1条 生徒会会則第25条によって設置する部は次

35

のとおりとする。

① 文化部

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 放送文化 | (2) 天文 |
| (3) 吹奏楽 | (4) クッキング |
| (5) 新聞 | (6) 英語 |
| (7) 茶道部 | (8) 華道 |
| (9) 書道 | (10) 歴史研究 |
| (11) コンピュータ | (12) 美術 |
| (13) ダンス | (14) 商業研究 |
| (15) 演劇文学 | (16) 写真 |
| (17) J R C | (18) 箏曲 |

② 体育部

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 陸上競技 | (2) 卓球 |
| (3) バレーボール | (4) バスケットボール |
| (5) 野球 | (6) ソフトテニス |
| (7) 剣道 | (8) バドミントン |
| (9) サッカー | (10) フェンシング |
| (11) ハンドボール | (12) 空手道部 |

※上記の競技以外の活動は保障しない。

③ 同好会

- (1) フォークソング

第2条 部・同好会の設立あるいは廃止については、評議員会の議決を経て、職員会議の審議を要する。この決定は毎年2月末までに行い、新年度から実施する。

第3条 会員は各部のうち、文化関係の部においては2部まで、体育関係の部においては1部のみ入部することができる。

第13条 部において、1月末現在で、部員が0人の場合、又は実質的な活動のない状態が3年間続いた場合は、廃部の対象となる。

第14条 前条で対象とされた同好会及び部については、評議員会の議決を経て職員会議の審議を要する。

第4条 各部のほかは次のとおり同好会をおく。同好会は予算を与えられないが、その取り扱いには各部に準ずる。ただし、入会は制限しない。

第5条 同好会の設立には、入会を希望する1・2年生が5名以上いることが必要である。

第6条 同好会設立については、1月末までに所定の申請書を会長に提出し、評議員会の議決を経て職員会議の審議を要する。

第7条 同好会設立申請書には次の事項を記入しなければならない。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 会の名称 | (2) 顧問名 |
| (3) 希望者氏名 | (4) 活動目的 |
| (5) 活動内容 | (6) 活動日時 |
| (7) 活動場所 | |

第8条 同好会から部昇格は1月末現在で10名以上(内1年生5名以上)の同好会員が所属していなければならない。また5年以上同好会として存続し、かつ活動状況が、部昇格にふさわしいと認められることが必要である。

第9条 部昇格については、1月末までに部昇格申請書を会長に提出し、評議員会の議決を経て、職員会議の審議を要する。

第10条 部昇格申請書は、第7条を準用する。

第11条 各部・同好会は、毎年1月末現在の部・同好会員の人数、及びその年度の活動状況を生徒会執行委員会に報告しなければならない。

第12条 同好会において、1月末現在で、会員が0人の場合、又はその年度の実質的な活動のない場合は、次年度において廃止の対象となる。